本号で公布された法令のあらまし

◇特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一八号）（消費者庁）

1　特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定の適用を受ける特定商品として、自動販売機及び自動サービス機等を指定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二五年九月一日から施行することとした。

◇民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二一九号）（国土交通省）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二五年法律第六七号）の施行期日は、平成二五年七月二五日とすることとした。

◇民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（政令第二二〇号）（国土交通省）

1　航空法施行令の準用

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（以下「法」という。）第七条第二項及び附則第六条第一項において準用する航空法第四七条第二項の規定に基づく検査については、航空法施行令第四条の規定を準用するものとすることとした。（第一条及び附則第二条関係）

2　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の読替え

法第九条第一項の規定により読み替えて適用する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第五条及び第六条の規定を適用する場合における公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令第二条、第三条及び第五条の規定の適用については、所要の読替えを行うものとすることとした。（第二条関係）

3　法附則第一四条第二項第三号に規定する政令で定める法人の要件を定めることとした。（附則第三条関係）

4　施行期日

この政令は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行の日（平成二五年七月二五日）から施行することとした。

政　令

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十八号

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第二条第一項第一号及び第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「哺乳類」を「哺乳類」に改め、同項に次の三号を加える。

四　自動販売機及び自動サービス機

五　動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。）を除く。）

六　家庭用治療機器

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　特定商品等の預託等取引契約に関する法律第三条第二項、第八条及び第九条の規定は、この政令の施行前に締結された改正後の第一条第一項第四号から第六号までに掲げる特定商品の預託等取引契約については、適用しない。

内閣総理大臣　安倍　晋三

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十九号

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日は、平成二十五年七月二十五日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　太田　昭宏